

平成十二年十一月三十日提出
質 問 第 六 三 号

質問主意書に対する内閣の答弁書の効力に関する質問主意書

提出者 加藤 公一

質問主意書に対する内閣の答弁書の効力に関する質問主意書

一般職の国家公務員は、質問主意書に対する内閣の答弁書の中に示された法令の解釈に違背して、その職務を行うことができるか。

右質問する。